

2 基本目標 2 豊かな心と健やかな体の育成

重点施策6 豊かな心を育む教育

現状と課題

家庭教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘されています。子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが求められています。

また、子供たちは、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験が不足しています。思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観など豊かな人間性や社会性を育む体験活動が必要です。

さらに、子供たちの自己肯定感や豊かな心を育むためにも、発達段階に応じて体験活動を実施していくことが必要です。

読書活動も知識を広め、心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものであり、子供の読書活動も一層充実していくことが大切です。

これらの現状を踏まえ、課題を改善・解決する手立てとして、30年度に睦沢小学校の開校に合わせて導入するコミュニティ・スクールの利点を生かしていきます。

基本目標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
全国学力・学習状況調査において小学校6年生及び中学校3年生の「児童・生徒質問紙調査(21項目)」からの結果の数	全国学力・学習状況調査において小学校6年生及び中学校3年生の「児童・生徒質問紙調査(21項目)」からの結果、『当てはまる・どちらかと言えば当てはまる』と回答した数。 「基本的生活習慣」6項目「家族とのコミュニケーション」2項目、「地域との関わり」1項目、「社会への興味・関心」4項目、「将来への夢」1項目、「自尊感情」3項目、「規範意識」4項目の計21項目が、『豊かな心』が育っていることを示す数値であ	すべての達成目標において児童生徒の8割以上が『当てはまる・どちらかと言えば当てはまる』と回答すれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活習慣・学習習慣の改善が見込まれることから目標値を設定した。	小学校 21項目中 14項目 中学校 21項目中 8項目	小学校 21項目中 19項目 中学校 21項目中 19項目

	ることから、この指標を選 定した。			
--	----------------------	--	--	--

施策の方向性

- ◇ 千葉県教育委員会が作成した「道徳教育の手引き」に基づき、道徳時間を要とし、各教科等との関連を図りながら、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- ◇ 学校の教育活動を通じて、子供の豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、また社会性などを育むために、体験活動を推進します。
- ◇ 健全な生活習慣の取組を推進します。
- ◇ 子供たちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

主な取組

- ◇ 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりに努めます。また、教師は道徳科の趣旨を生かした授業改善に努め、道徳的価値を自分のこことして受け止め、多面的に深く考えたり、議論したりする道徳教育への転換を図ります。
- ◇ 地域ぐるみで道徳性を高めるため、保護者や地域住民への道徳の授業を積極的に公開します。
- ◇ 子供の夢と豊かな心を育むために、スポーツ選手や看護師など社会の第一線で活躍する人による講演会などを実施します。
- ◇ コミュニティ・スクールの導入により、地域教育協議会の組織を活用し、すべての児童生徒が、自然体験や職場体験、社会奉仕体験、世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して発達の段階に応じて、充実した様々な体験活動を進めます。また、校長のリーダーシップのもと、学校教育全体を通じて相互の関連性を重視した活動を位置付け、児童生徒に満足感・達成感・自己有用感を実感させます。
- ◇ 小・中学校が、学校周辺の農地などを活用して、農業体験を行う取組を行います。当面、小学校に、全校児童がかかわる「稲作づくり体験」を取り入れます。
- ◇ 学校教育活動全体を通じて「運動・食事・休養」に関する基本的な生活習慣や体力

づくりの基礎を培います。加えて家庭においても「早寝 早起き 朝ごはん」などの取組を促進し、健全な生活習慣の定着を図ります。

- ◇ 児童生徒が本に親しむ意欲と態度を育てる効果的な情報の提供を行うなどにより、小・中学校における読書活動の取組を進めます。また、小学校では、読書ボランティアによる「読み聞かせ」を継続します。
- ◇ 学校図書館の充実に努めるとともに、表現力や創造力の育成のための読書の重要性を認識し、あらゆる場面を通じて読書習慣の育成に努めます。
- ◇ 学校の図書室と公民館の図書室とをネットワーク化し、蔵書の情報を共有し、貸し出し、在庫等の検索がインターネット回線で行えるシステムの構築に努めます。あわせて、児童生徒及びボランティアが貸し出し等の技能を習得し活用できるように人材の育成に努めます。
- ◇ 読み聞かせや紙芝居などの読書活動を発達の段階に合わせて推進します。また、その活動を支えるために、既存のボランティア組織を活用したり、ボランティア希望者を募ったりして、講座や研修会を開催し、ボランティアの養成と質の向上に努めます。



〔睦沢中学校全校道徳〕



〔小学校図書室での学習風景〕



重点施策 7 いじめ・不登校児童生徒の防止

現状と課題

いじめは、人権の侵害です。いじめは、子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命や心身等に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為です。

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識を持ち、学校や家庭地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともにいじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

また、不登校は様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や未然防止、早期対応の仕組みの充実が大切です。特に不登校は、中学1年生で急増する傾向(いわゆる中1ギャップ)があります。その解消に向け、環境の変化に対応できる力を育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。

本町においては、国や県の方針を踏まえ「陸沢町いじめ防止基本方針」(第4章資料2 参照)のもといじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

基本目標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
いじめの 解消率	いじめが認知年度に解消された件数の割合。 いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応をし、いじめ解消に努める必要があることから、この指数を選定した。	一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるためには、認知したいじめをすべて解消することが不可欠であるため、この目標値を設定した。	100%	100%維持
不登校（ 年間30日以上）児童生徒数	1年間に30日以上欠席した小・中学校の児童生徒数（病気や経済的・その他の理由による者を除く）。 不登校は本人の心の問題だけでなく、学力や社会性を育む機会を失い、本人の社会的自立に関わる重要な	平成26年度の小学校における不登校児童数は0人、中学校は5人であった。 不登校の着実な解消を図るためには、この数値を上	小学校 0人 中学校 3人	小学校 0人 中学校 0人

	課題であることから、この指標を設定した。	回らない又はそれ以下であることを目標値として設定した。		
--	----------------------	-----------------------------	--	--

施策の方向性

- ◇ 「陸沢町いじめ防止基本方針」のもと、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。また、いじめ問題の解決に向け外部機関との連携強化を図るとともに、社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- ◇ インターネットを通じて行われるいじめも視野に入れ対策を推進します。
- ◇ いじめ・不登校などに対応するため、教育相談活動を推進します。
- ◇ 中学1年生で急増する不登校の解消に向けて、小・中の連携を十分に図っていきます。

主な取組

- ◇ 小中学校作成の「学校いじめ防止基本方針」のもとに、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期対応に努め、児童生徒が明るく安心して学べる学校づくりを目指します。
- ◇ 学校と地域、警察などの関係機関との連携を図り、いじめや非行等の問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決のための支援チームを編成します。
- ◇ 小中学校においては、いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させるとともに、学校内での見守り体制や保護者との連携を強化して、児童生徒が不安なく学校生活が送れるように環境を整えます。
- ◇ 中学1年生で急増する不登校の解消に向けて、小・中の連携を十分に図ります。また、民間団体等と連携して、不登校児童生徒への効果的な支援に取り組みます。
- ◇ 日常から良好な人間関係が保てるように、学年・学級、教科の経営に取り組みます。

重点施策 8 生徒指導の充実

現状と課題

児童生徒の問題行動の予防や解決を図るため、家庭と連携して一貫性をもった生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。

また、「小1プロブレム」や「学級崩壊」などの問題が発生した場合は、組織的に取り組む必要があります。

基本目標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
いじめの解消率 (再掲)			100%	100%維持

施策の方向性

- ◇ 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- ◇ 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行・問題行動の防止や有害図書から子供を守る取組を行います。
- ◇ 家庭・地域と連携し、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。

主な取組

- ◇ 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進し、暴力行為などの発生時に組織的に対応する指導体制の充実を支援します。
- ◇ 教育委員会内に、弁護士・保護者代表・民生児童委員・青少年相談員・学識経験者・学校職員等で構成する「生徒指導等問題対策会議ネットワーク」を組織し、日常的な生徒指導について情報交換を図り、課題の共有及び諸課題の解決を図ります。
- ◇ 生徒指導や教育相談に関する研修の充実を図り、すべての教職員がいじめなどの生徒指導上の問題に的確に対応できるよう、指導力の向上に取り組みます。
- ◇ メディア上の有害情報など社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、県や関係の企業と連携して整備します。

- ◇ 児童生徒が自らの意思で有害情報に接しないように指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を実施します。

重点施策 9 人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめの深刻化、虐待など人権に係わる問題が多く発生しています。

子供の発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。

基本目標

施策指標	指標の定義 ・ 選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
いじめの解消率 (再掲)			100%	100%維持

施策の方向性

- ◇ 人権教育を推進するための指導者を養成するとともに、人権感覚の育成を図るための指導内容・指導方法を改善します。
- ◇ 子供たちが自他の生命を尊重し、主体的に人権問題について考え、自他の人権を尊重するための取組を推進します。
- ◇ 関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ◇ 男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育などの充実に努めます。

主な取組

- ◇ 児童生徒が、発達の段階に応じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになるために、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進します。

- ◇ 園児・児童生徒や保護者・地域住民が豊かな心や人権感覚を育むため、社会奉仕活動、自然体験活動、高齢者・障がい者・外国人等との交流など多様な体験・交流活動の充実を図ります。
- ◇ いじめをはじめとする人権問題について、児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- ◇ いじめや児童虐待から子供を守るために、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員の研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

重点施策 10 健康（幸）の保持・増進

現状と課題

子供たちの生活習慣の乱れが指摘されています。また、生活環境の急激な変化に伴い、アレルギー疾患なども増加しています。学校・家庭・地域が連携して、子供の生活リズムを整えるなど子供の健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

朝食欠食や偏食など子供たちの食生活の乱れに起因する肥満や、過度の痩身化傾向の増加などが問題となっています。本町の小学生の肥満は9％、中学生は13％です。一方やせすぎも小学生4％、中学生3％を占めています。それぞれ「食」は、子供たちの命を育むものであり、知・徳・体の基礎となるものです。望ましい食習慣を付けることは、特に成長期にある子供たちにとって重要です。また、性に関する問題行動、薬物乱用など生徒指導上の問題とも関連した現代的な課題が顕在化しています。

本町においては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査結果によれば、朝食を毎朝食べている子供は、小学校では100％、中学校では96％と高いです。

また、「健幸のまちづくり」を目指している本町としては、園・小・中学校の発達の段階にそって積極的な取組が期待されます。

基本目標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と答えた児童生徒の割合。	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と答えた児童生徒の割合。	平成31年度まで小学校においてはこの数値を維持、中学校においては100％を目指す	小学校6年生 100％	小学校6年生 100％維持

食を毎日食べている」と答えた児童生徒の割合	全国平均との比較において本町の児童・生徒の実態を知るため、この指標を選定した。	して、この目標値を設定した。	中学校3年生 96%	中学校3年生 100%
-----------------------	---	----------------	---------------	----------------

施策の方向性

- ◇ 学校、家庭、地域の医療機関などと連携して、学校保健を充実します。
- ◇ 児童生徒の日常生活における食事についての正しい理解や、望ましい食習慣の形成のため、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- ◇ 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

主な取組

- ◇ 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。
- ◇ アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、児童生徒の現代的な健康課題に対応する取組を進めます。特に、園児・児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシーについては、教職員研修などを実施し、学校における対応の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の発達の段階に応じて、癌、糖尿病、循環器系疾患などの疾病に対する正しい知識を普及啓発し、健康増進や発病予防につなげます。
- ◇ 園児・児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消に取り組めます。
- ◇ 栄養教諭（栄養士）をはじめ学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、研修を充実します。
- ◇ 学校給食を「生きた教材」とし、千葉県産の使用割合の向上とあわせて、食に対する理解・関心を高めます。
- ◇ 養護教諭や学校保健担当者への研修などにより、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導及び性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育を進めます。
- ◇ 「早寝・早起き・朝ご飯」「うがい・手洗い・歯みがき」「スマホの使い方」などの基本的な生活習慣の一層の定着に向けて取組を進めます。
- ◇ 健康についての自己の課題を見つけ、その解決のための活動を選んだり、工夫した

りする活動を充実させます。

- ◇ 平成30年度より、こども園5歳児からフッ化物洗口を実施し、段階的に小学校へも実施範囲を拡大していきます。

重点施策11 体力の向上と学校体育活動の推進

現状と課題

本町の児童生徒の体力は、中学校に若干の体力低下がみられます。

全国的に見ると、子供の生活全体から日常的な身体運動が減少しており、運動する子供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。今後も、体育の授業を中心に学校教育全体で体力の向上に取り組むとともに、家庭や地域と連携した取組が必要です。

また、中学校における運動部活動は、切磋琢磨する経験などを通じて生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上や生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養うなど、大きな役割を果たしています。今後は、専門的な指導のできる教員の確保や、専門的な指導ができる外部顧問等と連携した学校体育・運動部活動の充実を図っていきます。

基本目標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
小・中学校における新体力テスト (8種目80点) 千葉県平均点 (小学校56点) (中学校49点)	小・中学校で実施している新体力テストの記録を得点化した千葉県の平均点。 客観的な基準により体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定した。	学校体育や運動部活動の充実などにより、新体力テストの得点を向上させることを目指してこの目標値を設定。 平成31年度までの達成を目標とした。	小学校3年生 46点 小学校6年生 67点 中学校3年生 44点	小学校3年生 60点以上 小学校6年生 現状維持 中学校3年生 60点以上

施策の方向性

- ◇ 児童生徒の体力の向上の取り組みを進めます。
- ◇ 学校が家庭や地域と連携して園児・児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立を図ります。

- ◇ 教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。

主な取組

- ◇ 園・小・中学校で共通のテーマを設定しそれぞれの接続や連続性を見据えた一貫性のある指導により、体力の向上を目指します。
- ◇ 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果に基づき、体力や健康状態等を適格に把握し、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成します。また、児童生徒一人一人の「体力」向上目標値を設定し、体力向上のためのプログラムや教材を活用するなど、きめ細かい指導の実践に取り組みます。
- ◇ 教員の体育実技に対する専門的な指導力の向上と体育活動における事故防止のための大学との連携を図り、スポーツ医・科学などの実践成果も踏まえ、指導者のための研修を企画し計画的に実践します。
- ◇ 小・中学校の運動部活動の意義が十分に発揮できるよう、顧問の専門性や資質能力の向上とスポーツ推進委員等と連携した外部指導者の活用を推進するとともに、安全性の確保に取り組みます。
- ◇ 状況に応じて、近隣の学校と合同で競技大会に出場するなど、児童生徒が活躍できる機会の充実に取り組みます。
- ◇ 児童生徒の運動習慣や運動に対する意識の改善に向けてより一層意図的・計画的・組織的に取り組みます。



〔小学校運動会〕

